

令和6年度第12回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年3月11日(火) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	12番	長束	真帆
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内	敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷	隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田	和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森	潔
〃	7番	小林照美				
〃	9番	小林光徳				
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上	信温
〃	11番	河毛早苗				

4. 欠席委員 (2名)

委員	17番	福安修	委員	18番	岩永正司
----	-----	-----	----	-----	------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 10名)

邑美	竹内七郎	国府町	山脇	隆
〃	山根昌博	福部町	平林	秀庸
高草	前田洋	河原町	梶川	和生
湖東	村上文夫	鹿野町	橋本	和夫
〃	山根一美	青谷町	大石	剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 69号	農業委員会委員の辞任の同意について
議案第 70号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 71号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 72号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 73号	農地転用事業計画変更申請について
議案第 74号	非農地証明について
議案第 75号	利用状況調査による非農地判断について
議案第 76号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
川口局長	ただ今から、令和6年度第12回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、議席番号17番 福安委員、議席番号18番 岩永委員より欠席の報告がありましたので、委員19名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号16番 竹森委員、19番 川上委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第69号「農業委員会委員の辞任の同意について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農業委員会委員の辞任について、市長より委員会へ諮問があったので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、農業委員会委員の辞任について委員会の同意を求めます。
議長	質疑・意見はございませんか。
柳田委員	後任の問題も含めて、今後の取り組みは。
会長	担当エリアについては、同じ地区の下田委員に見ていただくことで承諾を得ております。期間的なこともあり、次の人を見つけるのも大変ですので、下田委員にはエリアは広がりますが、担当していただくようにしています。
議長	他に質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第69号について、承認してよろしいか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は同意といたします。 以上で議案第69号「農業委員会委員の辞任の同意について」を終わります。 続きまして、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号93番、94番は、交換で申請されましたが、議案作成までに申請人のおひとりがお亡くなりになりましたので、相続人等から取下げされました。 整理番号88番から92番と95番の6件でございます。 整理番号88番は、八坂で売買による所有権移転です。 整理番号89番は、北村で売買による所有権移転です。 整理番号90番は、北村で売買による所有権移転です。 整理番号91番は、国府町新井と山根で贈与による所有権移転です。 整理番号92番は、下段で売買による所有権移転です。 整理番号95番は、青谷町青谷で売買による所有権移転です。

	すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議 長	それでは、整理番号88番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員	3月7日に下田農業委員、事務局3名、私で現地確認をいたしました。申請地は、土地所有者が令和3年に亡くなり、相続財産管理人が選任されており、耕作放棄地になっている土地です。今回、譲受人が知り合いの協力を得て、白ネギを耕作しようというものです。譲受人は、申請地の草刈りをして、耕作できるように準備されており、耕作されると思います。また、耕作放棄地の解消に伴い、周辺地域における農業上の利用に支障は生じないと思われま。以上のことから、許可することに問題ないと判断いたします。
議 長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員	竹内推進委員からの報告のとおり、県道沿いの農地で、毎年農地パトロールをしていますが、人目に付く場所ではありますが、今回解消する見込みになりました。草刈りもされており、竹内推進委員の説明のとおり、問題ないと判断いたします。
議 長	質疑・意見はございませんか。
柳 田 委 員	市外にお住まいで、本当に耕作できるのか。また、経営面積がほぼ同じなので、農業経験は無いように見えるがどうなのか。
事 務 局	自宅から申請地まで、車で30分ですので、自宅に置いている機械を運ぶということです。また、経営面積は、市内で許可を得た面積と今回の分を合わせたものですが、ご自宅の方でも農業をされているということをお聞きしております。
柳 田 委 員	機械はどうなっているのか。
事 務 局	トラクター、耕運機、軽トラ、乾燥機、草刈機をお持ちです。
下 田 委 員	実際、私どもも3反以上の田んぼですから、かなり大変だと思っておりますが、田中農場が指導されるということと、そちらの大型機械も利用しながら栽培するということです。今後についても、私どもも通りますので、確認しながら指導をしていきたいと考えております。
山 田 委 員	チェックシートでは、申請地が耕作放棄地は不許可というように見えますが、今回は、耕作できるようにしてあるということで問題ないということでしょうか。
竹 森 委 員	耕作放棄地の状態なら、3条の適用はできないのですか。
事 務 局	経営地に無断転用や耕作放棄地がある場合は、全部効率利用要件に該当しないため不許可ですが、申請地が耕作放棄地でも耕作をする旨であれば問題ありません。チェックシートは修正させていただきます。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号88番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。引き続き、整理番８９番、９０番を一括して審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。	
前	田	委員	担当推進委員が整理番号８９番の譲受人ですので、代わって報告します。整理番号８９番と９０番は、県外にお住まいの方の農地を地元の方が譲り受けるものです。整理番号８９番は、村中の面積の小さい農地で、譲受人の自宅周辺にあります。整理番号９０番は、圃場整備された大きな農地であり、譲受人とその家族は、大正地区で大規模に耕作をしておられます。この周辺は、譲受人の息子が経営する法人が耕作しています。最適化の観点からも何ら問題はない案件で、許可すべきと思っております。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。	
中	村	委員	前田推進委員の報告のとおりで、引き続き耕作をされると思いますので、許可のほどよろしく願いいたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)	
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号８９番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号９０番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号９１番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。	
山	脇	委員	３月１日に山田農業委員、譲渡人と私で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は親子で関係であり生前贈与を行うものです。譲受人も一緒に農業をされており、問題ありません。家を建築するために宅地も含めて生前贈与されるようです。チェックシートにも合致しており、何ら問題ないと思えます。
議	長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。	
山	田	委員	山脇推進委員の報告で補足することはありませんが、圃場整備をしていない小さい田んぼも持っておられますが、いずれも耕作をされており、これからも親子一緒に耕作をされるということです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)	
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号９１番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号９２番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。	
小	林(光)	委員	３月３日に山岡推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は畑

		<p>となっており、イチジクが植えてありました。譲渡人は、ご主人が亡くなり相続をされましたが、買っていただける方か、耕作をしていただける方を探していたところ、譲受人が近くを耕作されていることから購入されることになりました。積極的に農業に取り組んでおられ、チェックシートに反するところはありません。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。 整理番号92番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号95番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。</p>
大石委員		<p>3月3日に竹森農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は高速道路と青谷地区を結ぶ高架橋と日置川の間にある圃場整備をされた田んぼで、東側は農道があります。譲受人は、この地区の担い手として、田んぼと果樹園を経営しています。農業従事日数も250日を超えていますし、現在も申請地を耕作されていることから問題ないと考えます。</p>
議	長	<p>引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。</p>
竹森委員		<p>補足として、大型農業機械につきましては、大型トラクター、田植え機、コンバイン等があります。また、農薬の使用についても、地域の防除基準を遵守するという事です。譲受人の農業経営についても総合に勘案しますと、農機具等は整備され、農業従事日数は冬場を除きほとんど毎日ですし、取得後は水田として活用することを明らかにされており、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと判断します。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。 整理番号95番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>整理番号13番の1件です。 整理番号13番、申請地は古郡家、転用目的は農機具置場、農地区分は農用地区域内農地に該当すると判断し、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。 なお、申請面積が2,073㎡の内930㎡となっておりますが、残る1,143㎡につきましては、平成23年と令和4年に4条の許可をされています。</p>
議	長	<p>整理番号13番を審議します。担当推進委員 山根(昌)委員の報告をお願いします。</p>
山根(昌)委員		<p>3月3日に下田農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。この農地は、事務局からの説明のとおり、平成23年と令和4年に許可を得て農業用倉庫を建築されています。今回は、残りの農地を転用するものです。目的は駐車場で、経営規模も</p>

大きくなってきているので、将来的には農機具倉庫を建てたいということです。土地改良区の同意書並びに周囲の農地には何の支障もありません。

議長 引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。

下田委員 山根(昌)推進委員の報告のとおりで、問題ないと判断いたします。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
以上で議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。
続きまして議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号34番から36番の3件でございます。
整理番号34番、申請地は杉崎、転用目的は駐車場、農地区分は住宅等が連たんする区域内に該当するので第3種農地と判断しました。
整理番号35番、申請地は河原町釜口、転用目的は住宅建築、農地区分は集団農地に該当するので第1種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
整理番号36番、申請地は八坂、転用目的は資材置場、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。

議長 整理番号34番を審議します。担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。

下田委員 3月3日に有本推進委員、事務局、譲渡人、譲受人の社員と私で現地確認を行いました。申請地は窪地で、農機具が搬入できない条件が悪い農地で、現在は柿の木が植えてあります。譲受人の社員および来客用駐車場を確保するための申請であり、周辺農地へは全く支障はなく、問題ないと判断いたします。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
整理番号35番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。

梶川委員 申請地は管理されおり、両隣は宅地となっています。今回、住宅を建築されても、周辺で農業をしている人に迷惑、あるいは何ら影響はないと考えます。よって、許可することが妥当と判断いたします。

議長 引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。

河毛委員 3月5日に梶川推進委員、事務局、借人と私で現地確認を行いました。梶川推進委員の報告とおり、周辺に迷惑をかけることもなく妥当だと思われま

議 長	質疑・意見はございませんか。
柳 田 委 員	譲渡人と譲受人の関係は。貸人と借人になっているのは。
梶 川 委 員	親子であり、親子間の使用貸借です。
事 務 局	母親名義の土地に息子さんが、無償で借りて家を建築するということです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号35番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 整理番号36番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員	3月7日に下田農業委員、事務局3名、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は、土地所有者が亡くなり、裁判所で相続財産管理人が選任され、先ほどの3条と同じ方が譲渡人です。県道と山白川に挟まれた不整形な土地で、以前は水田でしたが、今は耕作放棄地となっています。水路の一番下流で、水源として利用されておりません。譲受人は、土木工事や水道工事を行っている建設業者で、申請地を資材置場として利用しようとするものです。
議 長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員	竹内推進委員の説明のとおりで、転用目的、規模等を考え妥当だと判断いたします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号36番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第73号「農地転用事業変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号1番の1件でございます。 整理番号1番、申請地は福部町箭溪、転用目的は住宅建築、変更内容は、譲受人の変更です。
議 長	整理番号1番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員	住宅を建てるにあたり、住宅資金の出資割合に応じて、譲受人の持分とする共有名義にするための変更申請です。
議 長	報告のとおり、1月に許可された案件で、1名名義から夫婦名義にするだけのものです。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第73号「農地転用事業変更申請について」を終わります。 引き続き議案第74号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号133番から138番までの全部で6件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号133番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		3月3日に竹森農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。詳しい図面と写真を添付していただいております、それを参考に場所を把握しました。場所は長和瀬から絹見に通じる農道に沿って点在している農地です。いずれも藪や竹が覆い繁っており、タブレットを活用して確認しました。申請地全体として、耕作放棄地であり、20年以上耕作を放棄した土地であろうと推測します。農地行政上も特に支障をきたすものではないと認められる土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号133番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号134番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員		2月28日に川上農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。現地は、昭和30年頃に農業用倉庫、作業、農具舎を建築され、周辺は住宅密集地であり、令和3年にコンクリートが敷かれています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号134番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号135番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		3月3日に竹森農業委員、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。現地は四方を住宅に囲まれており、荒地となっており、50年以上前からそのような状況が続いているということで、チェックシートの④の人為的潰廃から20年以上経過している土地ということで、問題ないと思います。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号135番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号136番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		3月4日に砂川農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は、県道沿いの土地で、30年以上前から農業用作業兼倉庫として建築されていました。20年以上経過しており、人為的潰廃地で、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号136番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号137番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		2月28日に川上農業委員、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。現地は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復元が困難な土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号137番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号138番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		3月4日に砂川農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は、昭和48頃に住宅を建築し、20年前に増築した時から住宅敷地として利用されており、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号138番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第74号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第75号「利用状況調査による非農地判断について」を議題としま

		す。事務局の説明をお願いします。
事務局		<p>議案第75号「利用状況調査による非農地判断について」説明します。</p> <p>農地法第30条第1項の規定による利用状況調査において、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）に基づき、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地について、同法第2条第1項の農地に該当しないことについて決定を求めます。これは、農地パトロールで再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地となっております。対象となる筆数は3,009件、面積は1,042,233.37㎡となります。なお、筆別一覧については、別紙のとおりです。以上で説明を終わります。</p>
議長		<p>議案第75号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。（質疑・意見なし）</p>
議長		<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第75号「利用状況調査による非農地判断について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。（異議なし）</p>
議長		<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第76号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が143,214㎡、畑が24,771㎡の合計167,985㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権42件、使用貸借による権利61件の合計103件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議長		<p>一括で質問・意見を受け付けます。（質疑・意見なし）</p>
議長		<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第76号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。（異議なし）</p>
議長		<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議長		<p>以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度 第12回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p>

